

担当	滋賀労働局労働基準部
	監督課長 嶋田 憲嗣
	地方労働基準監察監督官 吉村 賢一
	専門監督官 古川 八三 (電話) 077-522-6649

1割を超える事業場で最低賃金を下回っていたため是正を指導 ～平成29年の最低賃金主眼監督結果～

滋賀労働局（局長 大山 剛二）は、このたび、平成29年に実施した最低賃金の履行確保を主眼とした監督指導の結果をとりまとめましたので、お知らせします。

この監督指導は、管内の労働基準監督署が、平成29年1月から3月の期間に、滋賀県最低賃金（時間額788円）の履行確保を目的として、滋賀県内の事業場に対して実施したものです。

その結果、対象とした256事業場のうち32事業場において、滋賀県最低賃金額に満たない額の賃金を支払っていたため、最低賃金法違反として勧告し（違反率12.5%）、是正に向けた指導を行いました。

最低賃金の履行確保は、低い賃金で働く方の最低額を保障するほか、成長と分配の好循環の形成に資する最低賃金の引上げの実効性を担保するため、非常に重要な課題です。

特に、滋賀県最低賃金は、平成29年10月5日から時間額813円に改定され、区切りの良い800円をまたぐこととなるため、例年以上に注意が必要です。

滋賀労働局では、引き続き、中小企業、小規模事業者への生産性向上等のための支援を行いながら、最低賃金の履行確保を図ってまいります。

【平成29年1月から3月の間に実施した最低賃金主眼監督の実施状況】

- (1) 監督指導の実施事業場： **256事業場**
- (2) 最低賃金法違反^{*}の状況
- ① 違反事業場数： **32事業場（12.5%）**
- ② 業種別違反状況
- | | | |
|----------|---------|--------------|
| ・ 製造業： | 96事業場 中 | 14事業場（14.6%） |
| ・ 商業： | 83事業場 中 | 9事業場（10.8%） |
| ・ 接客娯楽業： | 36事業場 中 | 5事業場（13.9%） |
- ③ 最低賃金未満の労働者： **106人**
 以下は、内訳（重複あり）。
- | | |
|--------------------|------------------------|
| ・ 女性労働者：97人（91.5%） | ・ パート・アルバイト：79人（74.5%） |
| ・ 65歳以上：53人（50.0%） | ・ 学生：8人（7.5%） |
- ④ 法違反に至った主な理由
- | | |
|--------------------------|---------------------|
| ・ 適用される最低賃金額を知らなかった | 22事業場（68.8%） |
| ・ 月給者の賃金を時間換算し、比較していなかった | 3事業場（9.4%） |

^{*} 最低賃金第4条違反（滋賀県最低賃金未満の賃金額を約定・支払いしていたもの。）

働き方改革関連の発表です。



【最低賃金額】

滋賀県最低賃金	813 円/時間 (現行 788/時間)	平成 29 年 10 月 5 日 発効
特定（産業別）最低賃金		
紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、 繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業	789 円/時間 (注 1)	平成 28 年 12 月 30 日 発効
ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、 炭素繊維製造業	874 円/時間	
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	875 円/時間	
計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	859 円/時間	
自動車・同附属品製造業	880 円/時間	
各種商品小売業	803 円/時間 (注 2)	

(注 1) は平成 29 年 10 月 5 日以降、滋賀県最低賃金が適用

(注 2) は平成 29 年 10 月 5 日以降で、特定（産業別）最低賃金が改正されるまでの間は、滋賀県最低賃金が適用

【労働条件に関する相談窓口】

相談の仕方	窓口	連絡先	備考
行政機関に 相談したい	労働基準監督署 総合労働相談コーナー	大津労働基準監督署：077-522-6641 彦根労働基準監督署：0749-22-0654 東近江労働基準監督署：0748-22-0394 滋賀労働局：077-523-1190(マカハラ・セカハラ) 077-522-6648(その他)	総合労働相談コーナ ーは労働基準監督署 や労働局の中にあり ます
夜間・休日に 相談したい	労働条件相談 ほっとライン	はい! ろうどう 0120-811-610	月～金 17:00～22:00 土・日 10:00～17:00 (12/29～1/3 除く。)
メールで情報 提供したい	労働基準関係 情報メール窓口	http://www.mhlw.go.jp/stf/ seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/ roudouki_jun/mail_madoguchi.html	

【賃金（最低賃金）引上げの支援策】

	窓口	連絡先
最低賃金の引上げにはどのように 対応すればいいのか相談したい	滋賀県最低賃金 総合支援センター	0120-661-710 chingin_shiga@mb.langate.co.jp 大津市梅林1丁目4-1 プレシャスビル4階 ランゲート株式会社
事業場で最も低い賃金の引上げを するので助成してほしい	滋賀労働局 雇用環境・均等室	077-523-1190 大津市梅林1-3-10 滋賀ビル5F
賃金の引上げをすることで助成して ほしい	滋賀労働局 職業安定部助成金コーナー	077-526-8251 大津市梅林1-3-10 滋賀ビル8F

【資料】

別紙 平成 29 年 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

平成 29 年 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果

1 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導の状況

- 管内の労働基準監督署（大津・彦根・東近江）が、平成 29 年 1 月から 3 月までの間に、滋賀県最低賃金のみ適用（※ 1）される 256 事業場に対して、最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導を実施したところ、32 事業場で最低賃金法違反（※ 2）が認められた（違反率 12.5%）ことから、その是正・改善を求めて指導した。

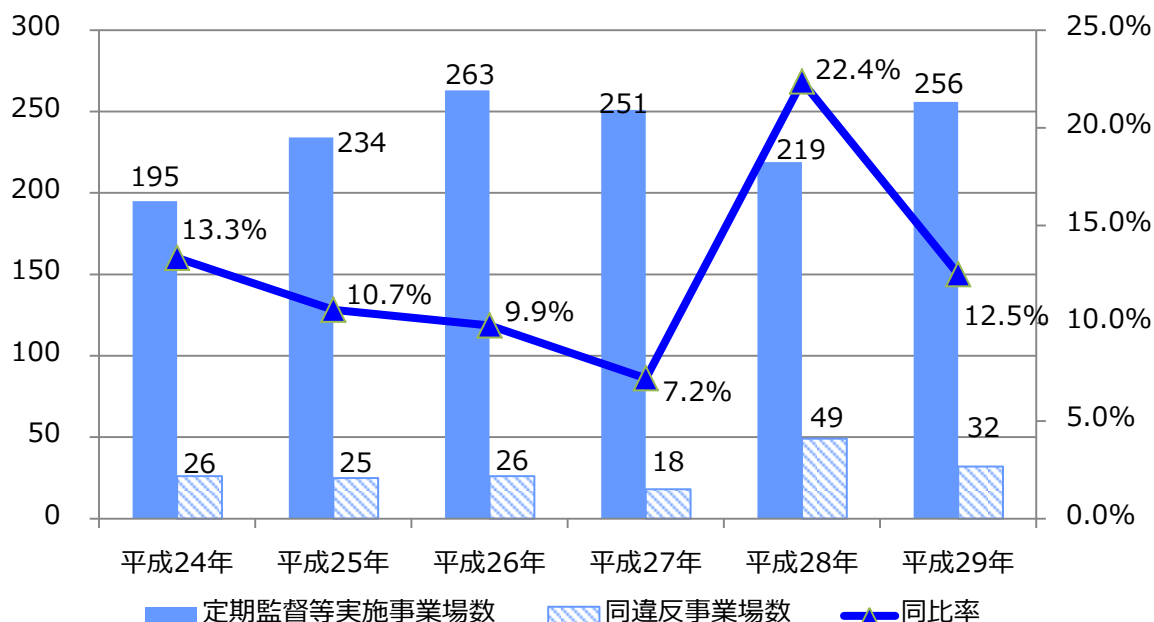
※ 1 最低賃金には、産業や職種にかかわらず、滋賀県内の事業場で働くすべての労働者と使用者に適用される地域別最低賃金（滋賀県最低賃金）と、特定地域内の特定の産業の基幹的労働者と使用者に適用される特定（産業別）最低賃金がある。

※ 2 滋賀県最低賃金額に満たない賃金額を約定・支払い、最低賃金法第 4 条第 1 項に違反したもの。以下、同じ。

表 1 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導の状況

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
監督指導実施事業場数	195	234	263	251	219	256
同違反事業場数	31	25	26	18	49	32
同違反率	13.3%	10.7%	9.9%	7.2%	22.4%	12.5%

図 1 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導の状況



- 業種別の監督実施事業場数と最低賃金法違反の状況は、①製造業が 96 事業場のうち 14 事業場（違反率 14.6%）、②商業が 83 事業場のうち 9 事業場（違反率 10.8%）、③接客娯楽業が 36 事業場のうち 5 事業場（違反率 13.9%）、④保健衛生業が 10 事業場のうち 2 事業場（違反率 20.0%）などであった。

表2 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導の業種別の状況

	監督指導実施事業場数	同違反事業場数	同違反率
製造業	96	14	14.6%
商業	83	9	10.8%
接客娯楽業	36	5	13.9%
保健衛生業	10	2	20.0%
その他	8	0	0.0%

2 最低賃金法違反の状況

- 本監督指導で認められた最低賃金未満の労働者は106人であった。その内訳（重複あり。）は、①女性労働者が97人（91.5%）、②パート・アルバイトが79人（74.5%）、③65歳以上の労働者が53人（50.0%）、④生徒・学生である労働者が8人（7.5%）、⑤18歳未満の労働者が7人（6.6%）、⑥障害者である労働者が1人（0.9%）であった。

表3 最低賃金未満の労働者の内訳

	人数	割合
最低賃金未満の労働者	106	100.0%
18歳未満	7	6.6%
65歳以上	53	50.0%
女性労働者	97	91.5%
パート・アルバイト	79	74.5%
生徒・学生	8	7.5%
障害者である労働者	1	0.9%

- 本監督指導において最低賃金法違反が認められた32事業場から聴取した違反に至った主な理由は、①「適用される最低賃金額を知らなかった」が22事業場、②「パート・アルバイト、能力が低い者、高齢者には適用されないと思っていた」が4事業場、③「賃金を時間換算して比較していなかった」が3事業場、④「最低賃金の改定を知っていたが、改定していなかった」が2事業場、⑤「最低賃金の減額特例許可の更新を怠っていた」が2事業場などであった（複数回答あり。）。

表4 最低賃金法違反に至った理由

	事業場数
適用される最低賃金額を知らなかった	22
パート・アルバイト、能力が低い者、高齢者には適用されないと思っていた	4
賃金を時間換算して比較していなかった	3
最低賃金の改定を知っていたが、賃金額を改定していなかった	2
最低賃金の減額特例許可の更新を怠っていた	2
売上減・コスト増により最低賃金を支払うことができなかった（下請叩きを除く。）	1
労働者から申し出があり、合意があれば最低賃金未満でもよいと誤認	1
企業間取引の問題により最低賃金を支払うことができなかった（下請叩き）	0

3 その他（平成 28 年（時間額 764 円）実施分の違反分析）

- 管内の労働基準監督署が、平成 28 年 1 月から 3 月までの間に、滋賀県最低賃金のみ適用される 219 事業場に対して実施した、最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導において、最低賃金法違反が認められた 49 事業場のうち、賃金額を①750 円未満としていた事業場は 24 事業場、②750 円としていた事業場は 22 事業場、③751 円以上としていた事業場は 3 事業場であった。また、違反に至った理由は、①適用される最低賃金額を知らなかった、②最低賃金改定後の最初の賃金支払日以降の賃金改定で構わないと思った、ことが多く認められた。

以上のことから、平成 29 年 10 月 5 日から改定される時間額 813 円は、区切りの良い 800 円をまたぐものであるため、法違反が生じるおそれが例年より高くなることが危惧される。このため、各事業場において、事前に約定賃金額を改定する必要があるか否かを確認することが求められる。

表 5 約定賃金額の状況（平成 28 年 1 月から 3 月まで）

	該当事業場数	全体に対する割合
750 円未満	24	49.0%
750 円	22	44.9%
751 円以上	3	6.1%

表 6 約定賃金が 750 円であった事業場における最低賃金法違反に至った理由（平成 28 年 1 月から 3 月まで）

	事業場数	割合（※）
適用される最低賃金額を知らなかった	12	54.5%
最低賃金改定後の最初の賃金締切日以降の賃金改定で構わないと思った	6	27.3%
最低賃金の改定を知っていたが賃金改定を行っていなかった	3	13.6%
パートや高齢者などに最低賃金が適用されないと思っていた	2	9.1%
賃金を月額などで支給しているが時間額に換算して比較していなかった	0	0.0%
売上減・コスト増により最低賃金を支払うことができなかった（下請叩きを除く。）	0	0.0%
賃金額を最低賃金額未満とすることを労働者と合意していた	1	4.5%
その他	1	4.5%

※ 約定賃金が 750 円であった事業場は 22 事業場。